

小川区有中世文書

平成二十九年三月
久留米市教育委員会

小川区有中世文書

序

久留米市は、水や緑の豊かな自然に恵まれ、交通の要衝に位置し、古来より筑後地域の中心都市として栄えてきました。そうした重要な地域であるために、中世・戦国期には、豊後大友氏や周防大内氏、肥前龍造寺氏などの諸勢力が、国人と呼ばれる在地の有力領主たちを巻き込んで衝突し、しばしば合戦の舞台となりました。

今回報告書を刊行することになりました小川区有中世文書は、現在の田主丸町小川区の地を拠点とした国人である小河氏が、十五世紀から十六世紀にかけて、大友氏から発給された文書を中心とする史料群です。小川天満宮（田主丸町船越）に保管され、平成二十年度より久留米市教育委員会に寄託されています。久留米市に現存する数少ない中世・戦国期の貴重な古文書であることから、同二十八年度に市の文化財として指定するにあたり、専門的な調査を実施し、ここにその成果報告として本書をまとめることができました。

本書の刊行が、久留米の郷土史や、日本中世・戦国史の調査研究の一助となるとともに、文化財保護の周知普及に役立つこととなれば幸いです。

最後になりましたが、本書の発行に際しまして、多大なご協力をいただきました関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

平成二十九年三月三十一日

久留米市教育委員会

教育長 堤 正則

例言

一、本書は、平成二十七～二十八年度に実施した「小川区有中世文書」の調査報告書である。

一、調査は、久留米市教育委員会が主体となり、市民文化部文化財保護課の穴井綾香が担当し、本書の執筆・編集を実施した。

一、調査の対象は、市の有形文化財（古文書）指定となる小川区有中世文書十九点、附「小川鏡御影覚附並大友家文書」一点である。

一、目録は、調査対象すべてを収録した。

一、翻刻は、調査対象すべての本文を収録した。

一、図版は、小川区有中世文書すべてを掲載し、附「小川鏡御影覚附並大友家文書」については紙数の関係により本紙九丁裏以降を割愛した。

一、目録・翻刻・図版の史料の配列は、いずれも調査番号順とした。

《目録》

一、収録は、調査番号・文書名・年月日・作成・宛所・品質形状・数量・

法量・内容注記・備考・寄託番号の順とした。

一、文書名は、原則として原表題を採録し、原表題がないものについては、仮表題を与えた。

一、法量の単位は、センチメートルで表記した。

《翻刻》

一、字体は原則として底本の記載通りとした。但し、異体字については通用の文字に、旧字・本字については新字体に改めた。合字は「より」

のように、適宜、平仮名で表記した。

一、変体仮名は原則として平仮名に改めた。但し、「江」（え）、「而」（て）、二（に）、茂（も）、与（と）、「者」（は）は原文通りとした。

一、敬意を表す闕字・平出は、一字空白とした。平出は（平出）と傍注を付し、闕字も行頭・行末に来る場合は（闕字）と傍注を付した。

一、虫損等により判読できない場合は、字数がわかる場合は □ を字数分、字数が不明な場合は 「 」 で示した。

一、誤記等については、（ママ）、（○○カ）などと傍注を付けた。

一、花押は（花押）、印判は（印）と表した。

一、封紙の記載は、「」で括り、（封紙上書）のように傍注を付けた。

一、封式に関しては、適宜、（切封）、（切封墨引あり）などと表した。

一、本文には適宜、読点ならびに並列点を施した。

一、改行を／、割書をへ／で表した。

目次

序	1
例言	1
小川区有中世文書について	1
目録	4
翻刻	8
図版	25